

## 伊丹市グループホーム利用者家賃負担軽減助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、伊丹市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）の利用者の家賃負担の一部を助成することにより、障害者の地域での自立生活を支援するとともに、地域生活移行を推進することを目的とする。

### (助成の対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、伊丹市において法第5条第17項に規定する共同生活援助に係る支給決定を受け、グループホームに現に入居している者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に該当する者（当該支給決定を受けた者及び当該支給決定を受けた者と同じ世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合を除く。）とする。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、一月を単位として決定するものとし、対象者が支払うべき一月の家賃相当額から1万円を控除した額の2分の1の額とする。ただし、1万5,000円を上限とする。

2 月途中の入退居等により一月の家賃相当額を現に支払わないときは、実際の家賃相当額から1万円を控除した額の2分の1の額を助成する。ただし、1万5,000円を上限とする。

3 前2項の額に1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

4 第1項及び第2項の家賃相当額には、光熱水費、共益費、食材料費等その他の費用は含まない。

### (助成の対象期間)

第4条 助成の対象となる期間は、対象者が次条に定める申請を最初に行った日の属する月からグループホームを退去した日の属する月までの期間とする。ただし、対象者がグループホームに入居した日から起算して30日以内に申請を行ったときは、入居した日の属する月からとする。

2 前項に定める期間の入居に係る家賃相当額を助成の対象とする。

### (助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度グループホーム家賃助成申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 障害福祉サービス受給者証の写し

(2) グループホームと申請者との間で締結された利用契約書の写し等で家賃の額が記載されているもの

(3) 対象者及びその属する世帯の世帯員に係る前年（申請が4月から6月までの場合にあつては、前々年）の所得の状況がわかる課税証明書その他の書類

### (助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成の可否について決定し、グループホーム家賃助成承認（非承認）決定通知書（様式第2号）により、申請者に助成の可否、助成額その他必要な事項を通知するものとする。

（助成金の請求・代理受領）

第7条 前条により助成の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が助成金の請求をしようとするときは、入居するグループホームを運営する法人（以下「事業者」という。）に受領の権限を委任して行うことを原則とする。

2 利用者から委任を得た事業者は、グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状（様式第3号）に、利用者が支払った家賃の自己負担額が確認できる書類及び利用者が受けた補足給付の額が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 助成金の請求は、利用者が家賃の自己負担額を支払った月の翌月10日又は助成の決定を受けた年度の翌年度4月10日までに行わなければならない。

4 市長は、前項の請求があったときは、請求のあった月の翌々月末日までに口座振込により助成金を交付するものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し助成金の交付があったものとみなす。

6 事業者は、代理受領により市長から助成金の交付を受けたときは、利用者に対し、当該助成金の額を通知しなければならない。

（助成金の請求・本人請求）

第8条 利用者は、前条の規定によりがたい特別な事由があると市長が認める場合は、同条の規定にかかわらず、助成金を請求することができる。

2 前項の規定により利用者が助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書（様式第4号）に利用者が支払った家賃相当額が確認できる領収書等の写しを添えて、当該利用者が家賃相当額を支払った月の翌月10日又は助成の決定を受けた年度の翌年度4月10日までに市長に提出するものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の請求に係る支払について準用する。

（変更の届出）

第9条 利用者は、申請事項に変更が生じたときは、グループホーム家賃助成申請内容変更届出書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項による届出において、第6条により決定した助成額に変更があったときは、グループホーム家賃助成額変更決定通知書（様式第6号）により対象者に通知する。

（譲渡及び担保の禁止）

第10条 助成金を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（調査）

第11条 市長は、助成金の交付について必要があるときは、利用者（過去に助成の決定を受けていた者を含む。）、利用者の家族及び事業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、検査することができる。

（助成金の取消し等）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の決定を取り消し、グ

ループホーム家賃助成決定取消通知書（様式第7号）により利用者に通知するとともに、既に交付した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき

（2）助成の決定事由が消滅したとき

2 市長は、事業者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたときは、その者からその助成金の全額又は一部を返還させることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月25日から施行し、平成19年4月1日以後の入居に係る家賃に対する助成について適用する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分及び第2条の改正規定中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める部分は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

伊丹市長 様

(申請者) 住所  
氏名

伊丹市グループホーム利用者家賃負担軽減助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。なお、今回の申請にかかる承認決定に関して、次に掲げる項目に関する調査を行うことについて、同意します。

- (1) 障害福祉サービスの利用状況
- (2) 対象者及びその属する世帯の世帯員の所得の状況並びに課税の状況並びに生活保護の受給状況
- (3) グループホームの利用状況

申請者の状況	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒	電話番号	
	障害福祉サービス受給者証番号			
	グループホームの入居日			
	属する世帯の区分	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市民税課税世帯		
グループホームの状況	ホーム名 (住居名)			
	事業所名			
	運営法人名			
	住所	〒	電話番号	
	家賃	月額	円	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 (以下記入不要)		<input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)	
提出者の氏名	フリガナ	申請者との関係		
住所	〒	電話番号		

※以下の書類を添付してください。

- ①障害福祉サービス受給者証の写し
- ②事業者との利用契約書の写し等 (家賃が明記されているもの)
- ③対象者及びその属する世帯の世帯員に係る前年 (申請が4月から6月までの場合にあつては、前々年) の所得の状況がわかる課税証明書その他の書類

様式第2号

グループホーム家賃助成 承認 ・ 不承認 決定通知書

伊 号  
年 月 日

(利用者)

様

伊丹市長 印

年 月 日に申請のありましたグループホームの家賃助成については、下記のとおり決定しましたので通知します。

障害福祉サービス受給者証番号										利用者氏名	
助成の有無	<input type="checkbox"/> 助成する <input type="checkbox"/> 助成しない										
助成額	月額                                      円                      (家賃額                      月額                                      円) なお、実際に支払った家賃の額が上記の家賃額と異なる場合は、実際に支払った額から10,000円を控除した額の2分の1とする(1円未満切り捨て)。										
助成対象期間	年                      月の家賃から                      年                      月の家賃まで または、グループホームを退居する日が属する月分の家賃まで										
不承認の理由											

様式第3号 (受領委任払用)

グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状

伊丹市長 様

年 月 日

年 月 日付にて決定を受けた家賃助成金を請求します。

なお、その受領の権限を下記の事業者委任します。

請求者 住所 \_\_\_\_\_  
(委任者)

氏名 \_\_\_\_\_ (※)※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

請求内容		伊丹市グループホーム利用者家賃負担軽減助成金交付要綱に基づく家賃助成金	
対象者氏名		フリガナ	障害福祉サービス受給者証番号
請求額	対象月	実際に支払った家賃額	助成額
	月分家賃	円	円

(注)「実際に支払った家賃額」欄には本来の家賃額(助成額を差し引きする前の額)を記載してください。また、月途中の入退居により家賃額が月額家賃額と異なる場合は、日割り計算後の家賃額を記載してください。

【参考】

「助成申請時の家賃額」と「実際に支払った家賃額」が異なる場合は以下にその理由を記載してください。

(例) ○年○月分は、入居月のため家賃が日割り計算となった 等

上記の権限を受任しました。なお、支払いについては、下記の口座に振り込んでください。

事業者 (受任者)	住所	〒 _____			
	法人名	_____			
	代表者名	_____			
	振込 口座	金融機関名	_____	店舗名	_____
		種目	1 普通      2 当座      3 その他		
		口座番号	_____		
		フリガナ	_____		
口座名義人	_____				

※「実際に支払った家賃額」と「補足給付額」が確認できる領収書の写し等を添えて提出してください。

様式第4号（本人請求用）

グループホーム家賃助成金請求書

伊丹市長 様

年 月 日付 年 月 日にて決定を受けた家賃助成金を請求します。

請求内容		伊丹市グループホーム利用者家賃負担軽減助成金交付要綱に基づく家賃助成金	
請求額	対象月	実際に支払った家賃額	助成額
	月分家賃	円	円

【参考】

左記の「助成決定額」と「実際に支払った家賃額」が異なる場合は以下にその理由を記載してください。

(例) ○年○月分は、入居月のため家賃が日割り計算となった 等

請求者	住所	〒				電話番号			
	氏名	フリガナ					(※)※本人が自署しない場合は、記名押印してください。		
	障害福祉サービス受給者証番号								
	振込口座	金融機関名				店舗名			
		種目	1 普通		2 当座		3 その他		
		口座番号							
		フリガナ							
口座名義人									

(注)この請求書に、「実際に支払った家賃額」と「補足給付額」が確認できる領収書の写し等を添えて提出してください。

様式第5号

グループホーム家賃助成 申請内容変更届出書

年 月 日

伊丹市長 様

(届出者)住所

氏名

(※)

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

グループホームの家賃助成について、家賃・入居するグループホームに変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

障害福祉サービス受給者証番号	フリガナ	
	氏名	

1 家賃の変更

家賃	変更前		変更後	
	月額	円	月額	円
変更年月日	年 月 日			

2 入居するグループホームの変更

	変更前	変更後
ホーム名(住居名)		
事業所名		
法人名		
住所	〒	〒
電話番号		
変更年月日	年 月 日	

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 受給者本人 (以下記入不要)	<input type="checkbox"/> 受給者本人以外 (下の欄に記入)	
提出者の氏名	フリガナ	申請者との関係	
住所	〒	電話番号	

※変更があったことが分かる書類 (事業者との利用契約書の写し等) を添付してください。



様式第 6 号

グループホーム家賃助成 助成額変更決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

伊丹市長

印

届出のあった家賃額の変更について、下記のとおり助成額を変更して決定することとしましたので通知します。

記

障害福祉サービス受給者証番号												氏名	
変更適用月	年 月分の家賃より適用												
助成額	変更前	月額 円											
	変更後	月額 円 (家賃額 月額 円) なお、実際に支払った家賃の額が変更後の家賃額と異なる場合は、実際に支払った家賃額から 10,000 円を控除した額の 2 分の 1 とする(ただし、上限 15,000 円)。											

様式第7号

グループホーム家賃助成 助成決定取消通知書

年 月 日

(申請者)

様

伊丹市長

印

年 月 日付で決定しましたグループホームの家賃助成については、下記のとおり助成決定を取り消しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号										氏名	
助成の終了月	年 月分の家賃まで										
取 消 理 由											